

文部委員會議録 第十二号

昭和二十七年三月二十日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 竹尾 式君

委員 岡田正三郎君 理事若林

理事松本 七郎君 理事小林 信一君

鹿野 彦吉君 甲木 保君

坂田 道太君 長野 長廣君

水谷 昇君 平島 良一君

井出 太郎君 渡部 義通君

浦口 鉄男君

出席政府委員

文部事務官(初等
中等教育局長) 田中 義男君

委員外の出席者

文部事務官大 釘本 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

文部事務官小 大 久春君

義務教育費全額国庫負担に関する陳
情書(高知県議会議員岡村三省)(第
九一五号)

同(神奈川県高座郡有馬村長武井
織衛外五名)(第九一六号)

教員給与準則案反対に関する陳情書
(宮城県伊具郡金山町立中学校長金
子学橋外十二名)(第九一七号)

高等学校教職員の俸給表制定に関する
陳情書(静岡県立稲取高等学校校長児
玉敏外一名)(第九一八号)

を委員会に送付された。

本日開議に付した事件

新たに入学する児童に対する教科用
図書の給与に関する法律案(内閣提
出第五〇号)

〇竹尾委員長 これより会議を開きま
す。

新たに入学する児童に対する教科用
図書の給与に関する法律案を議題と
し、質疑に入ります。質疑のあらる
方はこれを許します。

〇渡部委員 児童に教科用図書を給与
するということは、けつこうなこと
です。もちろん義務教育である限りは、
全学年にわたって給与するべきもので
あると考えますが、ただこの場合考え
ておかなければならぬことは、給与図
書は、文部省編集のもののみが給与さ
れるのか。そうだとすれば、それは国
定教科書の復活ということになり、従
来の検定制を採用した趣旨に反する
ことになりはしないか。この点を文部
省はどういうふうに考慮しているのか

ということについて聞きたい。

〇田中政府委員 お話の通りに、配付
いたします場合に、国定のものに重点
を置くというようにすることについては、
これは適當でございせん。現在すで
に教科書は、国定または検定によりま
して、特に検定制を育成するといふ
ような立場にもなっているわけござ
います。現実に今回の教科書の配付に
つきましても、教科書の臨時措置法の
規定するところによりまして、広く検
定または認可を経たもの、そのうちで
それ／＼の学校の採用あるいは地方庁
の教育委員会の採用というようない
ことを経たすので、御説のように、国定
を配付するというような結果にはなつ
ておりません。

〇渡部委員 そうすると、結局地方の
教育委員会なり、あるいは学校なりが
採用したものについて給与するという
ことになる、現物は、地方の教育委
員会なり学校なりで入手して、そうし
てこれに対する費用を国家からその学
校なり教育委員会なりに支出するとい
うことになるわけですか。

〇田中政府委員 お話の通りでござい
ます。

〇水谷(昇)委員 ただいま渡部君か
ら、国定教科書の話が出ておつたので
ありますが、この検定教科書の続々出
ることは、まことにけつこうだと思
います。しかし、検定教科書の方は値段
が非常に高くなるので、父兄の側に非
常に学資の負担が増大をして参つたの

で、これは全国的に困っている問題で
あります。そこで国定教科書というも
のも一つつくつて、そうしてこの世間
の人々に訴える、検定教科書と比較対
照して好きなものを使わせるといふこ
とにすれば、自然値段の方も、全般的
に競争をして安くなる、こういつたよ
うなことに考えられるのであります。

国定教科書を文部省で編纂するといふ
ようなお話があつたのであります。が、
その後どういふことになりましたかお
尋ねしたいと思います。

〇田中政府委員 お話のように、教科
書の価格が少し高いので、一般の父兄
に対する教育費の負担が重いといふ非
難は、非常に耳にいたしているところ
でございす。従ひまして、これらの
点については十分調整をいたしますよ
うに、教科書の検定制その他全般を
通じて、当局といたしましても検討を
いたしているわけでございますが、た
だいまお答えするほどの具体的な結論
は得ておりません。ただ、それに関し
ましての一つの方法として、国定の教
科書を発行したらどうかという御意見
でございす。これにつきましても、
は、いろいろ／＼発行者その他とのめんど
うな関係もございすし、また従来、
大体検定制を主として、これも有
成するといふ方針を立てて参つて
ございまして、これは慎重に考慮す
る必要がございすので、ただいまそ
のことを決行するといふようなこと
については、目下われ／＼としても慎重
考慮中でございす。

〇水谷(昇)委員 文部省におきまして
は、国定教科書をつくらうといふかた
い御決心があつたように聞いているの
であります。が、その後の一部反対に
りまして、何だかそれが立消えになつ
たような感があるのではありません。こ
の文部省でいろいろ立案をして、そ
れが実現できないうちに、一部反対
がある、その計画が立消えになるよ
うな傾向が非常に多いと思ひます。こ
れははなはだ遺憾なことでありま
す、その計画を、強行するといふこと
は、これはおもしろくないのでありま
すが、一旦計画したことは、やはり実
行をして、そうして世の批判を仰い
で、よいものを輿論によつてとつても
らう、こういうことにすれば、私はい
いことだと思ひます。いろいろ／＼な計画
が、一部の反対によつて途中で挫折し
て、その点について非常な非難をこう
むるようなことがあつてはまずいと考
へますので、どうぞひとつ計画したこ
とは、なるべく実行していただくよう
に希望をいたします。

〇井出委員 ただいま水谷委員の御
言に關連いたしまして、検定あるいは
国定という問題ですが、あなたが昨日
説明をせられた中には「検定または国
定の教科用図書」云々という言葉を
つきり用いられて、あたかも国定とい
う問題は、今御説明になつたより、も
う少し固まつておるような印象を受け
たのですが、この点どうですか。

〇田中政府委員 ただいま国定の教科
書もあるわけでございます。そこで、

三月十九日

積雪寒冷地帯義務設置学校の屋
内運動場建設促進臨時措置法制定の
陳情書(石川県町村議会議長会北市
永作外七名)(第九一〇号)

教育財政平衡交付金法案反対に關す
る陳情書(全国市長会会長金刺不二
太郎)(第九一一号)

公立学校施設の防災並びに災害復旧
に關する法律制定に關する陳情書
(神奈川県高座郡有馬村長武井織
衛外五名)(第九一二号)

同(岡山県後月郡町村会会長長尾実
外二名)(第九一三号)

同(高知県議会議員岡村三省)(第九
一四号)

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

第一類第七号 文部委員會議録第十二号 昭和二十七年三月二十日

各学校等において、自由な立場で適当なものを選択する。そうしてその選択したものについての費用を国庫で負担できるようにする、こういうことなのでございます。別に特に国定に力を入れておるわけではございません。

○井出委員　国語または算数の教科書に限つて、これを国庫で負担するということかどうかですか。教科書の選択によつては、かかる費用が発行所によつて相当異同があるのではないか、これは別に一律に一定額を交付するのではなくて、その二つの科目に限つては、かつただけのものは交付するのだ、こう理解をしていいのですか。

○田中政府委員　かつたものと申し
ますか、大体国語、算数が、児童にと
りましては最も普遍的に使うものであ
りまして、しかも大体その冊数、種類
というのは、予算の関係もありまして
一種類ずつ、そうして前期、後期に使
いますものが、これはお話のように、
学校によりまして二冊になることもご
ざいますし、三冊になることもあり
得るわけであります。従いまして、
それだけのものについては負担をする
と、こういう建前でございます。

○井出委員　私の伺っているのは、教科書の単価が発行所によつて異同があるのではないか、こういうことを摘擧として伺つておるのですが、そこはどうかです。

○田中政府委員　それは価格は差異があると思いますが、それについては国で負担をいたします。

○井出委員 わかりました。もう一
点……。算数と国語だけを国庫が負担
されますと、新入学の児童の教科書代
のおよそ何割といえますか、何%とい

いますか、そういう見当はつきませんか。

○田中政府委員　お答え申し上げます。ただいまの私どもの予算によりまして、大体全教科を全部負担をするといういたしますと、六億四千百五十余万円ぐらいになるのであります。ところが、国語算数だけにいたしますと、三億六千四百五十何万でございます。そうしますと約五割弱でありますけれども、その程度負担することになります。

○井出委員　昨日の御説明を伺つてお
りますと、この国語ないし算数の教科
書だけを、一種のはなむけといいま
すか、新入学のお祝いのようなつもり
で贈られるという感覚もあるようで
すが、そういう感覚でなしに、憲法に
よつて義務教育は無償で行うという
な観点から、これをさらにものと拡大
する。単なる贈りものだという感覚で
は私は困ると思うのです。少くとも一
学年のものは全部、あるいは続いては
二学年、三学年に及ぼす、こういう弾
い決意で當つていらつしやるかどう
か。単なるのをつけたという感じで
は、私は物足らないのですが、その点
どうですか。

○田中政府委員 お話まことにござい
ともでございまして、私どもの気持と
いたしましては、義務教育無償の原則
にのっとりまして、将来文字通り無償
になるように、教科書等についても全

教科にわたるようにしたいと考
ております。ただ先般御説明申し上げ
ました趣旨は、きわめて遠慮いたしま
して、この程度のもをを負担いたしま
すのに、あまり無償の理想を掲げます
のも、少しどうかと思われましたので、
きわめて内輪に表現したわけでござい

束す。

○井出委員 この議題とは、少し問題
ははずれているかもしれないが、教科書代が父兄にとつて大きな負担であるということから、少くともある一つの府県ぐらいは限度をして、その府県の教育委員会というふうなものが、何らかの標準教科書というふうなものを編纂する。ある程度大量にまとまるから、今の各個別の発行所から出しておるものよりは、安くも行くであらうし、

つて、次の学年の者が使える、いわゆるおさがりも使用できる、こういうような計画がある府県においては進められておるように聞くのですが、こういうことは一種の独占禁止のようなものに触れはしないか。文部省はそういうような場合、これに対して許容するかどうか、こういう態度でいらつしやるか、これを伺つておきます。

○田中政府委員 実はその話等については、まだ私も詳細承知いたしておらないのですが、具体的に出でて参りました場合に、よく検討いたしたいと思います。

○井出委員 それが具体的に出る前

に、私の今懸念しているような、そういうことは、自由なあるいは公正な教科書の編纂というものからすると、いけないのかどうか。そういう点、前々つて、問題が発生せずとも、局長の御

見解というものがあろうと思うのですが、それをお漏らし願いたい。

○田中政務委員　あまり義務教育について、各府県ばら／＼なことになるののも、一利一害だと思われまます。そこで現在の建前を基本にして考えました場合には、よほど慎重を要するのではな

いかと思うのですが、その程度でひとつ御許し願つておきます。

○浦口委員　今、井出委員に対する局長のお答えで、大体わかりましたが、義務教育無償の原則に照して、この法律案では、新入学生に対する国語及び算数の教科用図書に限ることになっておりますが、将来はこれをその他の教科書に及ぼす、なお二年、三年、進んで全体に及ぼす、こういう心構えで、第一段階としてこの法律ができた。

う了承しいと思ふのであります
が、それを達するためには、現在予算が、一挙には行
足りないのだ、こういうふうに考えてお
かないのだ、こういうふうに考えてお
いてよろしゆうございますか。

○田中政務委員 さようでございます。
す。そのつもりでございます。
○浦口委員 その次に、実は昨年、昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案を

審議する際にも、問題になったのであ
りますが、現在の検定制度と関連をい
たしまして、出版会社が非常に多い。
あるいは出版の図書の数が多過ぎると
か、会社そのものの弱体性とか、その
他から、年度の初めに教科書がきちん

と配れないというふうな事故が非常
にたくさん出ていたことは、御承知の
ことと思うのであります。それで昨年
一年間に限り、臨時立法によつて入
学児童に算数と国語だけを、半分国庫
債

けでありますが、そういう形態で配付した結果、その以前に起きたような配付に非常に齟齬を来したとか、思うように行かなかつた、そういう遺憾な点が昨年度は是正されたかどうか、そのことをちよつとお聞きしておきたいと

思います。

○田中政府委員 昨年度と申し上げますが、二十六年度は、從來に比しまして大体成績はよかつたと承知いたしておるのであります。ことに二十七年度になりますと、全額国が持ちまして、しかも金鰻等の關係で、会社が困りますので、昨日御説明申し上げましたように、あらかじめ九割程度の概算払いをしてやろうということになつておりまして、よほど案に円滑に行くと思ひ

たしておくり出す。

○浦口委員 この種の法律案ができたことは、われ／＼も一歩前進で、期待しておるわけであります。提案理由の中にも御説明の通りに、これを全額国庫負担にしたという理由の中には、昨年度試みた結果、市町村財政に負担を加えたという点、その結果から配分その他が非常に円滑に行かなかつた。それから代金の支払いが、それと関連

して円滑に行かなかつた。そのために全額国庫負担にした、こういうことゝ非常に大きな原因だと思ふのであります。それで今局長のお話では、一昨年は一歩前進して、非常に円滑に行つたと思う、改善されたと思う、こゝろ

いう抽象的なお話ではありますが、この提案理由からいっても、昨年度はやはり相当にそこに齟齬があつたと思うのでありましたが、もう少し具体的に、どの程度進展し、しかしどの程度まだ理

○田中政府委員 先般来、各地方から本年度の集計、その他結果を集めておるところでございまして、私の説明がたいへん抽象的になつて済まぬのでございますが、私が承知いたしております。

るのです。それが、指導要領にもつと確固たるもので、相当恒久性のあるものをつくるべきだというふうな声になつておるわけです。

ここで、ちよつと問題ははづれるかもしれませんが、学習指導要領に望むところは、小・中・高、これが一貫していなければならぬ。だが文部省の学習指導要領は、一貫していない傾向があるというふうな意向があるのです。が、この点文部省としてはどういう考えを持つておられますか。

○田中政府委員　学習指導要領の制定につきましては、それ／＼の委員会、特にまた教科課程については教育課程

審議会等のそれ／＼の機関がありまして、しかもそれを総合的に文部省において運営するようにいたしておりますので、御心配のようにば／＼であるという事は、ないのじやないかと思つたのでありますけれども、しかしそれぞれの部門があります場合には、部門部門での立場から、ともすれば全体としての総合的な立場において、遺憾な点があるということもあり得ることです。私ども特によく留意いたしまして、御心配等の点のないようにいたしたいと思つております。

○小林(信)委員 今の問題は、とかく学力の低下とか、あるいは社会科と云うようなものが、青少年の不良化を防止することができない。何かこれにかわるべき新しい科を設けなければならぬというふうな／＼な意向が文部省内部にあるのですが、これはやはり大事な方針である。学習指導要領というものに文部省としての不動の方針がない、信念がない。それからもう一つ、小・中・高一貫したものがないから、あるいはないじやなくて、そういうふうなものに欠けておるから、何かまた新しく特別な科を設けて、そして今の小・中・高におけるところの教育の欠陥を補わなければならぬというふうなことになるのじやないか、それが原因になるのじやないかと思ふところ、いろいろ意見があると思うのですが、やはりこの独立の機会に、文部省としては、ほんとうにそういうふうな指導要領をつくり明していただきたい、こういうことをお願いするものであります。それから教科書の問題に返りまし

て、いつの年も聞くのですが、遅配欠配が多いのです。これはやはり全体的ではない、部分的にそういうことが聞かれるのですが、これらはどういふところに原因しておるのか、文部省として考へておるところがありましたら、お伺いいたします。

○田中政府委員 教科書の配付の遅配欠配という点については、いろいろ原因があるのだらうと思つております。あるいは資材の問題なり、また金融の問題なり、あるいは運搬の問題なり、いろいろあると思つてございすけれども、しかし、昨年度も問題になりましたように、特に会社等における教科書の準備、あるいはそれに対する金融措置等についても、一つの障害になつておつたと思つてございす。したが、それらを今回は特に全額負担をし、しかも九割程度をあらかじめ概算払いをするというふうなことにございまして、一層円滑にこれが配給できるものと期待をいたしておるわけでありす。

○小林(信)委員 今の局長さんのおつしやることも、一つの面だと思つてす。しかし、私がその方を調べましたときに、やはりこれは営利会社ですから、なか／＼精密な調査もし対策も講じまして、本屋さんが考へておるところでは、そういう遅配欠配は起らない形になつておる。それではどうして遅配欠配が起るかというと、本屋のあり方なんです。本を配給する商店のあり方です。従来の戦前に構成されておりました一連の組合というふうなものが、独占的にこれを握つておりまして、それが地域的に適応しておらなくてもなんでも、既得権ということ、

新しい本屋にそういう権利を与えない。そういうものの侵害を、自分たちがきかねを結つて入れないようにする。というところが、依然として行われておるために、山間僻地等の学校には遅配欠配が起るのが多いのです。今どういふふうな配給されておるかという点、本屋は自分の権利をもつて相当広い範囲に学校を担当しておりますが、全部に自分が行つて売るといふふうなことはやらない。一地域の中心となるような学校に本をどきつと置いておいて、そして必要があつたらとりに来いという形、ある一定の時間が来ますと、もうとりに来ないからいらぬという

ことで送り返してしまふ。だから、製本会社では、実際におきましては本が余るわけ。ところが地方では、手に入らない学校がたくさんある。この既得権を侵害されぬように、地域に適應するような商店のあり方を考へないうところに、不幸にして一年中大事な本が手に入らない子供が生れるということができておるのじやないかと思つたのですが、こういう点につきまして、お考へになつたことはありませんか。

○田中政府委員 い／＼具体的な御示唆をいただいておりますのでございすけれども、関係部局ともよく連絡をしまして、そして円滑に行き渡つて、遅配欠配等のないよう措置するように努めたいと思ひます。

○小林(信)委員 これは局長は御存じないようですが、刊行課に参りますと、よく知つておるのです。そしてこれに對して、どういふふうな文部省が指導したら、うまく行くか。これを指導しない限りは、この遅配欠配は依然として続くわけなんです。それでは製

本会社がいかにか計画を立てても、その計画通りに本が配給されないという形になると思つたのです。この教科書の問題ではいろいろ問題があるのですが、安くすること、つくつたものが必ずあらゆる児童一人残らずに渡るようになるというところ、これが非常に重大な問題だと思つたのです。

それから次に聞きたいのは、局長は先ほどの同僚委員の質問に對して、今回はこの程度の法律であるが、無償の方針をこれからできるだけ実現するように努力するのだという御意見のようですが、昨年度の法律と今年の法律と比べて場合に、すでにそれが後退しているのではないか。昨年は無償であるべきだといふ建前からいふ制度をつくるのだといふことを、法律の冒頭に掲げてあつたのが、今回はお祝いにやるのだといふ法律なんです。しかしそれで局長のおつしやることと法律とが、相反するように考へられるのですが、いかがですか。

○田中政府委員 標題なり第一条等については、あるいはお話のような点も感ずるのではありません。内容においては一歩も退いてはおりません。今回は一応先ほど申しましたようにいたしましたけれども、しかし義務教育無償の原則に向つて十分努力邁進するつもりでございすから、御了承いただきたいと思ひます。

○小林(信)委員 まことにお話が納得できないのです。内容においてはそういう精神をしっかりと持つてゐるというが、内容を持つておられたら、去年の条文よりも、より以上強固に、もつと積極的な無償であるという方針を明示すべきだと思つたのです。この法律にな

つてしまへば、今後教科書の無償配付を二年、三年というふうなあの学年にも及ぼすというふうなことはなくなるし、まして今年に及ぼすというふうなことは、とうてい望み薄になるのではないかと。昨年の法律の方が、この一年が、来年はこれよりもつと進歩するのだという希望が持てるのです。これが、これは相當期間の間、お祝ひ形式で一年に入學する者に二、三冊程度のものが配給されるだけではないかという、非常に力の弱い法律にうかがわれるのです。しかし文部省を信頼いたしまして、逐次これが無償に向つて行かれるようにお願いするものであります。

そこで、この法律から見ますと、お祝ひ的なものであつて、義務教育が無償であるべきだといふ國の方針とも合致しないように思つたのですが、現下の生徒の状況から考へて、本の買えない者がある、そして教科書が非常に高くなるために、二人、三人という子供を持つた親は、教科書を買つてやるためにどれくらい苦労するかわからぬ、本が手に入らない子供も出て来るかもしれないといふ不安に對しては、文部省としてはどこまでも救ひの手を差延べなければならぬと思つたのです。この法律では、貧乏人も金持も、小学校に入學すれば一様に二冊の本をもらうわけですから、それ以外の学年におきまして教科書の買えないような子供に對しては、これを今後どうして救うか、文部省として何かお考へがありますか。

○田中政府委員 文部省といたしましては、お話のような点について、なお十分とは考へませんが、現状では御承知の生活保護法の中における教育扶助と

して、それらの点については、救助といひますか、救済といひますか、措置が講ぜられるはずでございませう。しかし、それで十分とは考えませんで、さらに文部省としても措置する具体案ができましたら何とかしたいという考え方は、私も持つておるわけでありませう。

○小林(信)委員 やはり一様に国として本を提供することよりも、私は生活保護法の中で、教育のための経済に困つておる者を、何らかの形で救つてやつておるのだということより、満足せずに、かえつてこういうものより、そういうところに文部省としてはつきり救済の道を講じ、文部省がじかにこれを管轄するというふうなものを、はつきり国民に知らせなければ意味がないと思ふのです。そういう制度がありまして、依然として一様に配付するということは、意味ないことだと思ふ。もつと困つておる家庭に重点的にその金を使つて、生徒に無償で配給されるようにすべきだという意向があるのです。文部省は、もつとそういう点も文部省の管轄に入れて、適切な措置をとる必要があると思ふのです。

それから、次にお伺いしたいのは、損害の賠償の問題でございませう。せつかく制度として生れたことは、児童にとつてはありがたいことだと思ふのですが、この条項から考えますと、おそれなくたくさん問題が出て来るのじやないかと思ひます。それはいろいろな点でもつて、最初の計画通り要求したものと、いわゆる文部省に報告した数と、実際配給した場合の数とが違つて来ると思ふのですが、そう

いうことが、作爲的なものでなくて、たゞ／＼起つて来る。それが誤解のもとになつて来て、そして賠償だとかんとかというふうなことで、先生というふうな立場、教育委員会というふうな立場、そういう世間から人格的に尊敬されなければ教育が成り立たない立場にある人たちが、こんなことで迷惑を受けるようなことになる、かえつて教科書を配る、無償で提供するということで、いろいろ／＼な悪い影響があるのじやないかと思ひますが、こちら辺をどの程度に考えて文部省は取扱うつもりか。一冊でも二冊でも誤差があつた場合には、すぐこの賠償の適用があるのか、お伺いしたいと思ひます。

○田中政府委員 お話の通りに、私も一体教育界の中でそういうふうなことがあることを予想することも、またことによつて、いろいろなこと、まことにいろいろな教育法令の中に虚偽の記載とか作爲によつて云々というふうなことの出て来ることをそれ自身に、実にいやな感じを持つておつて、何とかこんなことを法律の中に規定すること、かゝることを済まぬかということすら、私も討議したのでございませう。しかし實際問題とすると、戦後こういうふうな点が、まことに遺憾ながらございませう。この規定も設けなければ、實際問題としては運営できない、一応必要だというやむを得ざる結果で、他の例あるいは先例等によつてこういう規定を置きました。しかしお話をうかがふに、相手の方々は、それ／＼教育者でありまして、そういうふうな方々の個人的な立場のみならず、また一般の影響等もよく考へて、その処置に

ついては、また扱いについては、よほど慎重にいたしませんといかないことになると思ひますので、十分全般的な影響その他を考慮いたしました上で、適當なる、また適當なる処置をいたしたいと思ひます。

○小林(信)委員 ただいま、この点につきましても、できるだけ制度としてはない方がいゝんだ、しかし先例もあるし、またそういう措置をしておかないと、かえつて問題を起しやすいつつておる。非常に思ひやりのあるところ、この法律をお考えになつておるといふ点は、私はいいと思ひます。しかしこの前の教科書の問題の實際を、私は地方で知つておるのですが、今本屋さんは、子供にじかに本を売つておるのじやないのです。大体学校へどつと荷物を持って、そして何冊送りました、その中で何冊おとりになりました、幾ら／＼金をいれたましますつて、すべて先生が生徒に本を渡して、生徒から金を受取つて、そうして本屋さんに金を渡す、本屋さんは中央の会社とただ文書だけの取引をやつて、何割か知りませんが、利潤を得ておる。實際の動きは先生がやつておる。こういう点でもつて、先生は、そういうふうな無償的なものは必要がない、こういうことなら、おれたちが製本会社から本を受取つて、そうして小売商人の利益はそれだけ本を安くして、父兄が困つておるのだから、安いで、本を提供するようにしたらどうかというところまで、実情は来ておるのです。それはとにかくとして、その先生方が、今度は金銭をかつたり、渡したりする間、どういふふうなことが行われるかという、生徒からよけい

とるというところは絶対にできない。しかしその間の計算の誤差とか、あるいは不用意に自分がその金をなくしたとかいふようなことで、全国でおそらくこの教科書の問題で先生たちの受けておる迷惑というものは、非常なものだと思ふのです。そういうところから考へましても、先生が本を食うというふうなことは、私は決してあるべきものではないと思ふのです。そういう誤解を招くようなこういう法律の運営にあたりましては、相当慎重にしなければならぬと私は思ふのですが、ただいまの局長さんのお話を聞いて安心するものです。

そこで、最後にお伺いしたいのは、全国では相当数の子供というものが、親の生活問題からして転学をする場合があると思ひます。たとえば、勤務地がかわつたために転学する。そうすると今度は学校が自由に選択する教科書なんです。それから、一学期この学校におりまして、次は他府県の学校に行く、他府県の学校に行く、そこは別の教科書を使つておる、そういう場合、教科書を新しく買わなければならぬのです。が、重ねて無償にするのですか、どうですか。

○田中政府委員 提案理由の補足説明のときに申し上げたのでございませうけれども、この移動の事態が、なか／＼あらかじめつかめませんので、一応途中で転学した者には、もう前にもらつてゐるのだから、転学の事由によつては、新たに配付しないという建前で予算を組んだわけですが、しかし、そういうふうなことがはつきり、しかも多数出て来るような場合には、これは将来の問題として研究したいと思ひます。

○小林(信)委員 その場合に、そういうものも、全国的な調査が当然文部省として統計的になされると思ふのですが、そういう余裕も持ちますか、持ちませんか。そういう点は全然考慮に入れないで、あつたがなうが、それはかまわぬという態度ですか、どうですか。研究中という、まことにそういう点が不安なんです。

○田中政府委員 はつきりした数字が出ましたら、救済措置を講じたいと思ひます。

○竹尾委員長 次に若林義孝君。

○若林委員 前年の法律と比較された論議、また教科書の根本に關しての議論も出ておるのではありませんが、どうも所管がお違ひになりますので、明確な御答弁がなかつたことを、私たちがとしては不満に思ひつゝ拝聴いたしましたのであります。将来、教科書の問題に關しては、私たちとしては、発行者並びに今小林委員からも出ております、特殊の契約を結んでおります取扱ひ者たちの意見を徴しまして、教科書政策というものを根本的に解決をする時期に迫られておるのじやないかと考へるのであります。また国家としても、食糧政策に相當の負担をすると同じように、あるいはまた教育という面においては、建物と先生と同時に、教科書というものは三者一体に考慮されなければならぬのであります。今までは先生の待遇あるいは六・三の校舎というふうなことに重点を置かれておりました、教科書に對して関心を寄せる余裕がなかつたのではないかと、これは田中

局長におきまして、教科書という面に深く思いをいたされて、ひとつ早急に案を立てるために協力を願つてやまないであります。ただ一点伺いをいたしたのでありますが、その前に、去年の支払い状況といふすものには、局長御存じでございまして、去年の十月ごろだつたと思うのでありますが、国庫が半分を負担し、また地方が二分の一を負担しました、これの決済状況というものは一体どういう状況になつておるか。九、十月ごろには、平均しまして六〇％ぐらいより業者から金が入つていないということです、それをお調べになつておりますかどうか。

○田中政府委員 一時あまりよくなかった時代もありまして、その後のことは、最近まだはつきりした集計をとつておられないようでございますから、ちよつと私ただいまお答えいたしかねます。

○若林委員　それから、過般のこと
が問題になりましたときに、私は日を
覚えておらないのでございますが、去
年やりました二分の一国庫負担に対す
る世論は一体どういふものであるか、

大臣の手で集計を願いたいということをお願いいたしておたのであります。内閣に依頼をして、去年の教科書の無償配付に關しての輿論を調査さすということを言うておられたのであります。いまだこれに關する報告を承つていないのであります。それはおやりになつたのですか。

○田中政府委員 大体その世論調査は結果を得まして、調べました結論は、制度そのものには賛成である、しかし提案理由の補足説明として申し上げま

したような、あの二点につきまして、やはり問題があり、不安がある、こういう結果になっております。

○若林委員 次に、教科書発行者に対して、文部省が事前にその数を示して、それだけの用意をさすということになつておると思うのであります。が、そうでございいますか。

○田中政府委員 さようでございします。

○若林委員 それでは本年度入学児童に対する数について、どういう数を指示せられておりますか、承りたいと思います。

○田中政府委員 冊数で申し上げますと、国語について四百六十六万九千余冊となつております。それから算数において百九十三万一千余冊、こういう

ふうに統計をいたしますと出ております。国語、算数合計いたしますと六百六十万一千幾冊になつておりまして、それを大よそ十三柱で引受けることになつておるようです。

○若林委員 私たち巷間聞くところによりますと、人数で申せば百八十万を予想いたしておったそうであります。が、それに相違ないですか。

○田中政府委員 百八十万と申しますのは、実は二十六年度であります。来年度は少し減りまして、百五十何万の児童数になつております。

○若林委員 この児童数は私承知しておつたのですが、指示を与えられた、いわゆる指令で出された数と、実数との開きが二十幾万というように聞いて

おるのですが、それを伺いたいと思います。

○田中政府委員　大体昨年の学校からの報告等によりましたので、それによ

つて百八十万の予想で指示したよう
でございます。

○若林委員 指示と実際との間の差についての責任は、一体だれが持つのでございましょうか。これは内閣あたりで人口調査の方に尋ねると、立ちどころ

ろにわかる問題だと思いますが、二十幾万という差がそこにある場合、これに対して——私たちは別に発行者じゃないから、わからないので

ございますけれども、これはたいへんな開きであつて、今一冊、二冊をやかましく言うようにいろいろ監督規定が設けられておるようですが、文

は、一体だれが持つのか。国家が持つのか、業者が負担するのか。また業者

の負担が教科書の価格の中に加えられるのか、これはたいへんな問題だと思われる。これはおそらく局長にはおわかりにならないと思う。久保田局長でなければいかぬと思う。私は事前に久保

田局長の出席を求めておつたのでありますけれども、久保田局長は内閣委員会へ出席せられて、まだ来られない。しかし田中局長においてもこれをどう

お考えになるか、お聞きしておきたい
と思います。

○田中政府委員 文部省の措置によつ
てきような錯誤ができ、そして迷惑を

及ぼしたという結果になれば、文部省は責任がないとは言えないと思うのです。しかし、実際問題として、はたして二十万の開きができますものか、実際

配付して、それらがもつと減りますものか、もう少し実績によつてはつきりいたしたいと私は考えます。

○若林委員 はなはだ申しにくいので

ありますけれども、そういう場合には考慮せられますか。

○田中政府委員 それはよく実績を確かめました上で、また結果ができて来ました上で、しかるべき措置にいたすべきものだと思ひます。

○若林委員 これは将来予算に關係あることでありますので、あまり明確に詰め寄らぬことにいたします。しかしながら、そういうような、しろうとが

考えましても非常に奇異に感じますよ
うな事柄がありますのを、指摘だけ申
し上げておきたいと思うのでありま
す。なお、このことに關しましては、

全体的に、将来一つ教科書というものについての事務は、刊行に關係いたします方と、それから特に田中局長の初中局におきましては、お互いにひとつ

協力せられまして、教科書政策といふものの樹立ということについての御勘考を願いたいということをお願いするのと、それから発行者を相手にいたし、しております法案のことでございますの

で、十分発行者の納得の行くような御審議が、この法案についてお打合せできておつたかどうか、これだけを承つて私の質問を終わりたいと思います。

○田中政府委員 教科書行政の円滑な運営、力強い運行につきましては、これは私ども教科書は非常に重要な問題だと思っておりますので、十分よく注

意の上に、お考えに沿うようにいたしたいと思います。それからこの法案についての業者等との話合いにつきましては、それらの方法によつて意を尽くす

しているようでございますので、御了承願いたいと思います。

○松本(七)委員 教科用図書の給与について、従来国が半額持つておつたの

を、今回は国が全責任を持つということとは、たいへんけつこうなことだと思

いますか、さらにこれからは新入児童ばかりでなしに、ずつと全学年に及ぼすように、無償給与の原則を貫くという御答弁で、私どもは賛成なんです。

が、ただその場合に、これから先この原則を貫いて行く場合に、費用はやはり国が全責任を持つて行く方針であるかどうか、その点を伺つておきたいと

○田中政府委員 方針といたしましては、義務教育無償の原則によりまして拡張いたします場合にも、国が全責任

を負うという方針で進みたいと思つておられます。

○松本(七)委員　これは教科書の問題ばかりでなしに、義務教育一般の費用

をどこで持つかということと関連して来ると思います。現在義務教育費国庫負担というようなことが、地方自治庁と文部省との間に意見の食い違いがあるし、過去においてもまだ解決しな

ればならない大きな問題として残っておりますので、地方自治の建前と、それから実際の地方自治体における財政の窮乏、これをどう打開するかという

ことが今後の大きな義務教育の問題だ
 と思うのですが、そういう点を考慮し
 ながら、あくまで教科書に関する限り
 は国庫で全責任を持つというお考えな

のかどうか、この点をもう一度はつきりしておきたいと思えます。

○田中政府委員 お話のように国庫負担等の問題におきまして、国と地方と

の關係については、非常に問題がございます。私どもも当然の前提として地方の自治は尊重しなければならぬと考えておりますが、ただ、この義務教

育に関する限りは、すべてこれが地方の事務であつて、費用その他も全部地方で持つべきものである、こういう考へ方には、少し異論がございますので、義務教育費については、国も同時に責任を持ち、最終的には国が補償すべきものだ、こういう立場にあるわけでございます。それからいたしまして、それでは教科書がどういう地位にあるかということになりますが、これは何も地方が負担すべきものでなくて、国が負担すべきものというのではございませんけれども、しかし、幾分でも国自身が持つということが、また地方の教育財政の負担を軽くするゆへんでもありますので、私どもはできるだけ限り国で持つという方針で進みたい。地方の自治のことも考えながら、あわせて進んで行きたい、こういう考へ方でございます。

○松本(七)委員 そうすると、地方の財政の窮乏の間は国も見るが、地方の財政が確立されて、ゆとりができれば、全額地方で持つというような考えじやなしに、かりに地方がゆたかになつても、ある程度の責任は国でどこまでも持つて行くという御方針ですか。

○田中政府委員 ただいまお話のように考へております。

○竹尾委員長 お諮りいたします。本案に対する質疑はこの程度で終了いたしたいと存じますが、いかがでございますようか。

○浦口委員 終了するに際し、一点だけお聞きしたい。ただいまの松本委員の御発言に関連して、一つお聞きしておきますが、局長のお考へは、どうも原則論が少しあやふじやないかと思うのです。私は義務教育費国庫負担法

を中心として考えた場合に、義務教育は国庫が負担をすべきのが原則であると考えておる。ただ地方自治の独立とか、あるいは地方の財政の現状とか、それに対する財源の問題とかいうこととからんで、ときに地方も負担することがあるべし、こういうふうに考へておるのですが、今の局長のお話ですと、どうも逆のように考へるのです。天野文部大臣は、義務教育費国庫負担法については、全額国家が持つということは、地方の教育に対する意欲を阻害する、そこでパーセンテージは別として、国家と地方自治体が半々ずつぐらい持つことが、教育の意欲を国家と地方自治体と両方が高める意味において必要だ、こういうことをおつしやつておるのですが、どうもそれとちよつと食い違ふようですが、どうですか。

○田中政府委員 ただいま御引例になりました大臣の御意見の通り、私も考へておるつもりでありまして、逆のことではなかつたと思うのでござい

ます。

○竹尾委員長 それでは重ねてお諮りいたします。本案に対する質疑はこの程度で終了いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○竹尾委員長 御異議なしと認めます。本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

本案に対する討論採決等は次会に議ることといたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後零時十九分散会

昭和二十七年三月三十一日印刷

昭和二十七年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所